

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節 景観保全と快適な生活環境の保全

2. 緑化の推進

(1) 緑化推進運動

(1) 事業目的

平成22年度に県で策定した「第2期島根県環境基本計画」の中に、「潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成」を目標に掲げており、この目標を達成するために、緑化推進運動等を通じて、緑豊かな生活環境づくりを推進しています。

(2) 取組状況

森林や樹木等の有する公益的機能に対する県民の期待が高まり、県民の自発的な協力によって森林を守り育てていくため、平成7年5月8日「緑の募金による森林整備等の促進に関する法律」が制定され、緑の募金が誕生しました。

この法律に基づき、(公社)島根県緑化推進委員会が緑の募金活動と募金による森林の整備及び緑化の推進の取り組みを行っています。

令和元年度においても、緑の募金を活用して森林整備事業、環境緑化事業、緑化普及事業及び緑の少年団活動事業が行われました。なお、令和元年度の島根県における緑の募金総額は32,684,055円でした。

また、県立緑化センターを中心にして緑化相談などを通じ、緑化に関する普及啓発を図りました。

(3) 参考情報

島根県の緑化推進

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/ryokuka/>

(公社)島根県緑化推進委員会

<http://www.shimane-green.or.jp/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
林業課	0852-22-5166